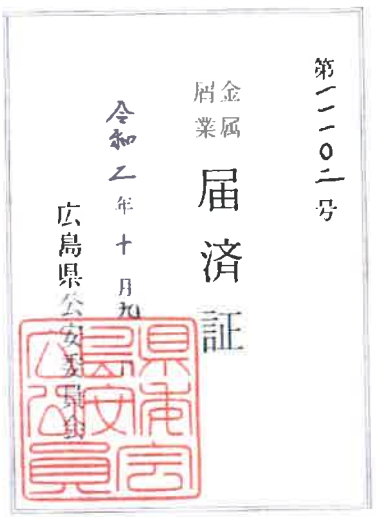
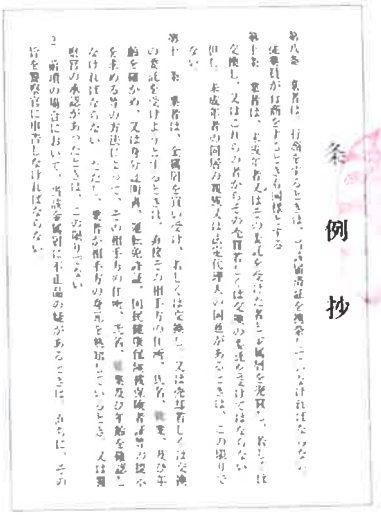


第一一〇二号

金属屑業 届済証

令和二年十月九

広島県公安委員会



条例抄

第八条　業者は、行商をするときは、古物商許証を携帯していなければならない。

従業員が行商をするときも、同様とする。

第十条　業者は、未成年者又はその親権者その他の法定代理人から、書面により、当該未成年者が営む古物営業に関し、あらかじめ、営業所ごとに、その取引の相手方となることについて同意を得ている旨の申出があつた場合を除き、未成年者から古物を買い受けてはならない。

第十一条　業者は、古物を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、あらかじめ、その相手方の住所、氏名、職業、年齢及び年齢を確かめ、又は官公署が発行した免許証、旅券、運転経歴証明書、国民健康保険被保険者証等の提示を求める等の方法によつて、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。ただし、業者が相手方の身元を熟知しているときその他防犯の支障がないときは、この限りでない。

2　前項の場合において、当該古物が盗品等の疑があるときは、速やかに、その旨を警察官に申告しなければならない。

別記様式

特定金属くず買受業

開始届出書を提出した公安委員会	広島県　公安委員会
届出番号等	第 732602999 号
氏名又は名称	寺本環境株式会社
営業所の名称	寺本環境株式会社本社

備考

1　この様式は、特定金属くず買受業を営む者が営業所に表示する氏名等の様式とする。

2　文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。